

令和4年度事業計画書

1 基本方針

私たちは、犯罪被害者等（以下「被害者等」という。）が被害を受けた時から再び平穏な生活を取り戻すまでの間、個々の事情に応じた適切な支援を提供することにより一人ひとりの尊厳や人権が重んじられ、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいる。

当センターは、平成19年4月に社団法人として設立、平成23年4月には「公益社団法人」に移行、さらに平成24年11月には法律に基づいて山梨県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を得、被害者等に対する支援体制の整備充実を図りながら今日に至っているが未だ道半ばにあり、変化する社会情勢を踏まえながら常に先進的改革を組織に反映させ、県民から信頼される組織作りを目指す。

今後、真に実効ある支援活動に取り組むために行政や司法、医療等、被害者支援に関わる全ての関係機関や団体等と平素から良好な関係の基、緊密な連携を図るとともに、県民の理解と協力を得て温かい支援の輪を大きく広げ、社会全体で被害者等を支えていく機運を醸成しなければならない。

また、相談員・支援員等による具体的な支援活動の場においては、被害者等の立場に立って考え、行動し、被害者等からの信頼を築きながら対応していくことが必要であり、そのためには人材の育成と支援の質を向上させることが極めて重要である。

これら当センターの目的を実現するためには、安定した財政基盤の確立が必須であり、これまでの収支に関する見直し及び経費の節減に加え、減少傾向にある賛助会員の増加や企業等に対する寄付の要請のほか、寄付金付き自動販売機や募金箱の設置依頼等、あらゆるファンドレイジングの強化を推進していかなければならない。

さらに、平成30年度に山梨県から業務委託を受けた性犯罪・性暴力被害者にかかるワンストップ支援事業については、約4年前の開設当初と比較しますと、全体件数で相当量の増加している状況であり、相談時間の延長などの体制の強化、関係機関との連携、県民への周知をなお一層推進させながら、潜在する性犯罪・性暴力被害者の減少と支援対象者が求める個別の要望にできる限り対応できるよう相談員・支援員の能力向上を図っていく。

2 主要事業

- (1) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援体制の確立と支援活動の推進
- (2) 支援員等の相談受理や直接的支援等に対する対応能力の強化
- (3) 被害者支援に関係する機関、団体との緊密な連携による支援活動の推進
- (4) 被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動
- (5) 安定した財政基盤の確立

令和4年度事業計画

実施事項		実施時期	実施内容
会務運営	社員総会	6月上旬	甲府市内において開催する。
	理事会	年間	定期及び必要に応じて開催する。
相談活動の推進	電話相談	年間	相談員や支援員の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メール相談	年間	相談者等からのメール相談に適切に対応するとともに、情報セキュリティを徹底する。
	面接相談	年間	相談員や支援員の技能向上を図るとともに、必要性を的確に判断して行う。
	専門相談	年間	臨床心理士、精神科医、弁護士等による専門相談の必要性を適正に判断して行う。
直接的支援活動の推進	付添い支援	年間	被害者等の要望に基づき相談員、支援員等が裁判所や検察庁、警察、医療機関等への付添い支援を行うことにより、被害者等の精神的負担の軽減を図る。
	日常生活への支援	年間	相談員や支援員が被害者等の要望により日常生活の一部を限定的に支援することにより、被害者等の負担軽減を図る。
間接的支援活動の推進	間接支援	年間	相談内容等に応じて関係機関や団体等を教示（紹介や仲介、情報提供）したり、必要に応じ連携して支援を行う。また、犯罪被害者等給付金申請手続きの補助等の間接的な支援を行う。
	自助グループへの支援	年間	自助グループ「ゆるら」の運営を積極的に支援し、被害者同士が主体的に活動できるよう指導助言を行う。
ボランティア支援員の養成・育成	新規募集と養成講座	随時募集	ボランティア支援員候補者第14期生を募集し、年度内において養成講座を開催して次年度の活動に備える。
	継続研修・育成講座・事例検討会（研修会）	年間	支援の現場において活動中の相談員や支援員の被害者支援意識と支援に関する知識や技能のスキルアップの向上を目的とし、支援責任者や外部講師等により定期的に行う。 当年度、関東甲信越ブロック質の向上研修（上期8月・下期1月）、事務局長会議の当番となり開催する。

相談体制 の 充実	相談員の養成	年 間	相談業務並びに各種支援業務の充実を図るため、前年度に引き続き相談員を養成する。 (令和2年度より3年計画事業)
	専門相談員の委嘱	年 間	相談業務の充実を図るため、専門相談員(臨床心理士、精神科医、弁護士、産婦人科医)を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代理被害の防止	年 間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。
広報啓発 活 動	広報活動	年 2 回	機関誌「あなたの思いやりを」を発行し、広く県民等に活動状況等を広報する。
		年 間	新聞広告、チラシ、ポスター等の作成配付、街頭キャンペーンやホームページ等の各種広報媒体を通じた広報活動により、被害者支援の重要性や当センターの周知に努めるとともに支援活動への理解と協力を求める。
		年 間	関係機関や要請団体等へ講師を派遣するなどし、被害者支援の現状、支援活動状況等の周知を図る。
	啓発活動	年 間	県民の被害者支援に対する理解を深めるため「被害者支援講演会」等を開催する。 また、県警と協働して中学生、高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ授業」を開催し、犯罪や事故の被害者にも加害者にもならない意識づけと、被害者支援の重要性、必要性の周知に努める。 令和3年度をもってセンター開設以来15年を経過するため、15周年記念式典を開催する。
調査研究 活 動	調査活動 及び 研究活動	年 間	全国被害者支援ネットワークが開催する全国規模、関東甲信越ブロック規模の研修会、その他関係機関が開催する各種研修会・講演会等へ支援員等を積極的に参加させ被害者支援活動について実践的研鑽を積ませ、支援の質の向上を図る。 また、山梨県警察をはじめとした関係機関や団体と連携しながら、被害者の実態に関する情報交換を行い、全国的な情勢も踏まえながら、被害者支援活動に関する施策や取り組み方針等に反映させて効果的な活動を推進する。